

平成29年 第16回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成29年10月12日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成29年10月12日

東京都教育委員会第16回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第69号議案

平成30年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

第70号議案

平成30年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について

第71号議案から第73号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 請願について

(2) 平成30年度東京都立特別支援学校高等部等入学者決定及び入学者選考におけるインフルエンザ等学校感染症罹患^り患者に対する追加検査の実施について

(3) 足立地区チャレンジスクール基本計画検討委員会報告書について

(4) 立川地区チャレンジスクール基本計画検討委員会報告書について

(5) 平成29年度「全国学力・学習状況調査」の結果について

(6) 高度IT利活用社会における今後の学校教育の在り方に関する有識者会議提言について

(7) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	出 張 吉 訓
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	安 部 典 子
指導部長	増 渕 達 夫
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	古 川 浩 二
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
(書 記) 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 新委員の紹介 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成29年第16回定例会を開会します。

初めに、新しい委員の紹介でございます。平成29年10月6日付で北村友人委員が就任されましたので、御紹介いたします。北村委員から一言御挨拶をお願いいたします。

【北村委員】 よろしくお願ひいたします。座って御挨拶させていただきます。

このたび教育委員として着任いたしました北村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今まで教育学の研究をしており、特に国際的な視点から様々教育を考えてきまして、こうして行政の一端を担うことができること、非常に責任を重く感じておりますが、精一杯務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【教育長】 ありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、共同通信外1社、個人は20名から取材・傍聴の申込みがございました。また、頭撮りはございません。以上について許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、遠藤委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回8月24日の第14回定例会の議事録については、先日配布しまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第14回定例会の議事録は承認を頂きました。

前回9月14日の第15回定例会の議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第71号から第73号までの議案及び報告事項（7）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

議 案

第69号議案

平成30年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

報 告

（1）請願について

【教育長】 それでは、第69号議案、平成30年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等についてですが、報告事項（1）請願についてと関連する内容でございますので、一括で説明をお願いします。それでは、都立学校教育部長、お願いしま

す。

【都立学校教育部長】 それではまず、第69号議案から資料を用いまして説明をさせていただきます。

本議案でございますが、平成30年度の東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員などを定めるものでございます。

まず、高等学校の全日制課程でございます。前回、9月14日の定例会で御報告いたしました9月7日の公私連絡協議会で合意いたしました平成30年度高等学校就学計画の都内公立中学校卒業予定者、これは平成29年度と比較し899人の減でございますが、7万7,252人、この都立高校の受け入れ分担数に基づきまして、全日制各校の具体的な募集人員等をまとめたものでございます。

まず（１）募集概要でございます。平成30年度の学校数は172校で、平成29年度より1校の減でございます。これは、備考欄に記載のとおり募集停止によるもので、（２）で御説明申し上げます。学級数は1,073学級で、平成29年度と比較して14学級の減でございます。備考欄に記載のとおり、11学級の減と3学級の増があり、（３）で御説明いたします。募集人員は4万1,935人で、平成29年度より530人の減でございます。

次に（２）募集停止でございます。昨年の本件募集人員等の説明におきまして、平成30年度募集停止予定校として説明しましたとおり、赤羽商業高校の募集を停止いたします。これは、都立高校改革推進計画に基づきます新たな学校の設置のため、平成30年度の募集を停止するものでございます。なお、赤羽商業高校は、平成33年度に、仮称でございますが、家庭・福祉高校への改編を予定しております。

次に（３）募集学級の増減でございます。都立高校の適正な規模や配置及び学校施設の状況などを踏まえまして、募集学級の増減を行います。まず、アの学級減でございます。過去に一時的に学級増を行いました11校につきまして各校1学級を減じ、合計11学級の減を行います。学級減の考え方を、学校名欄の2番目、戸山高校を例に御説明申し上げます。戸山高校でございますが、平成29年度に第一学年の学級数を1学級増やし9学級といたしました。したがって、今年度の学年別の学級数は、第一学年が9学級、第二学年、第三学年が8学級ずつの合計25学級です。例えば、平成30

年度も9学級のまま募集いたしますと、合計の学級数が26学級となりまして、更に1学級増えることとなります。現在の戸山高校は新たに1学級を設ける施設の余裕がないため戸山高校全体の学級増を抑制する必要があり、増学級する前の8学級に戻すものでございます。このように、調整に際しましては学校側とも十分相談を行いながら、学校行事など学校運営に支障がないよう実施しております。他の10校につきましても類似の状況でございまして、合計11学級の減を行います。

恐れ入ります、裏面2ページを御覧ください。「イ 学級増」でございます。先ほどの募集停止及び学級減を踏まえまして、平成30年度に必要な学級数を確保するための学級増を行います。学級増を行います学校は、地域ごとの公立中学校の卒業予定者数の動向や学校施設の状況などを考慮して3校、各1学級ずつの合計3学級の増を行います。先ほどの募集停止や学級減と合わせまして、全体で平成29年度と比べて14学級の減となります。

次に、(4) インフルエンザ等学校感染症罹患^り者に対する追検査に係る募集人員でございます。分割募集を実施いたします都立高校を除きまして、一次募集の各校1人を基本といたしますが、併願することができない複数の学科やコースを併設する高校につきましましては、学科やコースごとに1人を第一次募集人員の内数として167人をあらかじめ定め、第一次募集においてインフルエンザ等の学校感染症に罹患^りし受検することができなかった者に対して、志願した都立高校の受検機会を確保いたします。

次に、(5) 在京外国人生徒対象の募集人員でございます。去る9月14日の教育委員会で報告いたしましたとおり、六郷工科高校のオートモビル工学科とデュアルシステム科におきまして、平成30年度から新たに在京外国人対象の入学者選抜を実施いたします。全7校の募集人員は合計で145人でございます。

次に、(6) 引揚生徒対象の募集人員でございます。去る9月14日の教育委員会で報告いたしましたとおり、受検者及び在籍者の減少等により、足立東高校において、平成30年度から引揚生徒対象の入学者の募集を実施しないことといたします。この結果、全体で平成29年度と比べ6人の減となりますが、引揚生徒につきましましては、引き続き深川高校、光丘高校、富士森高校の3校において適切に受け入れてまいります。

次に、3ページを御覧ください。「2 定時制課程」、(1) 募集概要でございま

す。学年制と単位制を合わせた募集人員は、表の右下になりますが、平成29年度と比べ30人の増でございます。増減に関する説明として、まず（2）募集停止でございます。昨年の募集人員等の説明におきまして、平成30年度募集停止予定校として説明しましたとおり、都立高校改革推進計画に基づく規模・配置の適正化等により、雪谷高校定時制課程の普通科の募集を停止いたします。なお、雪谷高校定時制課程普通科第一学年の昨日現在の在籍者数でございますが、10人でございますが、他の在校生と同様、正規の修業年限の間は引き続き雪谷高校で学び卒業することができます。また、今後、雪谷高校の定時制課程の閉課程に伴い、他校への進学に時間を要し授業時間に合わないなどの生徒が生じた場合は、学校での授業の工夫や補講の実施など、生徒の学ぶ機会、自己実現の選択に困らないよう丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、（3）募集学級の減でございます。都立高校改革推進計画に基づく規模・配置の適正化等により、江北高校定時制課程の普通科について、これまでの2学級から1学級とし、1学級30人の減といたします。なお、江北高校定時制課程第一学年の昨日現在の在籍者数でございますが、26人でございます。

次に、（4）募集人員の増でございます。都立高校改革推進計画に基づき、規模・配置の適正化を図るため、六本木高校、大江戸高校、桐ヶ丘高校の募集人員を各校30人の増、合計90人の増を行います。都立高校改革推進計画・新実施計画では、夜間定時制課程の閉課程を行うとともに、チャレンジスクール等の夜間部の規模を拡大することといたしております。

次に、（5）インフルエンザ等学校感染症罹患^り者に対する追検査に係る募集人員でございます。先ほどの全日制課程と同様に、定時制課程でも追検査を実施いたします。学年制41人、単位制13人、合計54人を募集人員の内数としてあらかじめ定め、第一学年においてインフルエンザ等の学校感染症に罹患^りし、受検することができなかった者に対して、志願した都立高校の受検機会を確保いたします。

続いて、4ページを御覧ください。「3 通信制課程」、またその下の「II 中学校及び中等教育学校」についてでございますが、いずれも平成29年度と比較して募集人員の変更はございません。なお、表の下にございますように、白鷗高等学校附属中

学校につきましては、平成30年度から新たに海外帰国・在京外国人生徒対象の募集を実施しますので、募集人員160人の内数として、在京外国人生徒枠の24人が含まれております。

最後に、5ページの「平成31年度募集停止予定校」についてでございます。これは都立高校改革推進計画に基づく新たな学校の設置等のため、平成31年度の募集を停止する予定の学校を1年前の現在の時点で明らかにするものでございます。決定は平成30年10月頃を予定しております。1校目の江北高校と2校目の荒川商業高校は、全日制課程と定時制課程を併置してございますが、このうち定時制課程の募集を停止する予定でございます。荒川商業高校につきましては、平成34年度に、仮称でございますが、足立地区チャレンジスクールに改編を予定しており、後ほどの報告事項として基本計画検討委員会報告書の説明を予定しております。

3項目の五日市高校でございますが、全日制課程と定時制課程を併置しており、米マークでございますように、定時制課程は普通科と商業科を合わせて併合科として募集しております。このうち定時制課程の商業科に関しまして、商業高校の規模の適正化を図るため募集停止する予定でございます。五日市高校の全日制課程と定時制課程の普通科は、平成31年度以降も引き続き募集を予定しております。

なお、昨年2月に取りまとめました都立高校改革推進計画・新実施計画では、米マークの3番目でございますように、夜間定時制課程の閉課程を行いますとともに、都民ニーズの高いチャレンジスクール及び昼夜間定時制高校の夜間部の規模の拡大をすることとしており、平成31年度には、一橋高校、浅草高校及び稔ヶ丘高校で夜間部の増学級を予定してございます。

続きまして、本件69号議案に関連する案件といたしまして、報告事項（1）都立高校改革推進計画・新実施計画において決定した夜間定時制課程の閉課程を踏まえた雪谷高校定時制課程の募集継続に関する請願について御説明を申し上げます。

請願者は、雪谷高校定時制の存続を求める会で、請願事項は、東京都立雪谷高校定時制の募集継続を求めることとございます。

別紙回答の記書きでございますように、雪谷高校の定時制課程につきましては、昨年2月12日の第3回教育委員会定例会において、都立高校改革推進計画・新実施計画

の御審議をいただき、この中で、雪谷高校の定時制課程を閉課程することを決定いたしました。その後の夜間定時制課程の入学者選抜の状況は、夜間定時制課程の募集人員を減らしたことにより、一次募集の倍率は平成28年度の0.38倍から、平成29年度は0.39倍と上昇してございます。一方、応募者数は、平成28年度の912人から、平成29年度は799人と減少しており、夜間定時制高校を取り巻く状況と課題は、新実施計画の策定時と比べまして特段の変化は見受けられない状況と考えております。

また、雪谷高校の定時制課程の入学者数は10人以下の状況が続いており、今後とも応募者の増える見込みは薄いと考えております。このため、チャレンジスクールの新設やチャレンジスクールと昼夜間定時制高校の夜間部の規模拡大を行い、その進捗や夜間定時制課程の応募倍率の推移などの状況を考慮しながら、一部の夜間定時制課程を閉課程することとしております新実施計画に基づく定時制課程の改善、充実を着実に推進していく必要がございます。したがって、昨年2月の新実施計画策定に関して御審議いただきました請願の内容と同趣旨である本請願につきましては、既に教育委員会において方針を示している案件として、資料にございますとおり事務局において回答いたします。

なお、昨年10月13日の教育委員会の定例会におきまして、平成29年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等の御審議をいただきました際にも、小山台高校、雪谷高校、江北高校、立川高校の4校の夜間定時制課程の存続を求める請願に同様の対応をいたしましたことを御報告させていただきました。

第69号議案及び関連する報告事項（1）の説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 定時制課程の募集停止については、請願にもありましたけれども、定時制というものがそもそも作られた当初、過去の、勤労青年をいかに支え、学びの場を与えていくかという頃とは時代が大きく変わっていて、多分生徒の側の要求するもの、それから学校に求められるミッションも大きく変わっていると思うのです。そういう中で何が求められているかということに合わせて、生徒の立場にとって最もいい形で学校自身も変わっていくという改革は、非常に必要なところだと思っております。

す。

従来型の課程から、むしろ時代に合わせてチャレンジ型にしてみたりとか、いろいろな可能性を、選択肢の幅を広げるということを高校改革の柱の中に多分盛り込んでいこうということでもいろいろ動いていると思うのですが、一方で、全都1区とはいえず、やはり地域性というのも非常に大事なところではないかと思うのですね。近くのところに行けるかどうかといったことなど。そうすると、今の請願にも出てきたような具体的な高校が変わっていくときに、子供たちが求めているものに対応できるかどうかという部分で、例えば、代わりの選択肢として同等以上のことができる部分が近くで求められるのか。具体的に言うと、チャレンジスクールとか新しいシステムが、すぐ行けるところで入れる形であるのかどうかというのは、代替措置としても非常に大事なところではないかと思うのですが、それはもう万全であると思ってよろしいのでしょうか。

【都立学校教育部長】 一つは、例えば雪谷高校の近隣の夜間定時制課程の一つの指標として、倍率ということ参考数字として確認いたしますと1倍を切っている状況でございます。まず数の上からでは近隣で受け入れることができるというふうに考えております。また、先ほど御説明の中で触れましたけれども、通う場所が遠距離になった結果、仮に授業に間に合わないといった支障が出てきた場合においては、補講などを学校側で何か工夫ができないかということも予定しております。そういったことで、子供たちが学ぶ機会を失わないよう、それから、自己実現を図るために選択において困ることがないように適切に対応してまいりたいと考えております。

【宮崎委員】 子供たちが、まだ十四、五歳の子ですよ。どういう人生を送っていくかということの相談に十分乗ってあげて、こういう課程に進むとこんな勉強ができるとか、実際、定時制課程というのは、ほかの課程と比べると退学率が高いですよ。ということは、やはり合わなかったり、諦めたり、進路変更をしたいと思ったりする子供が多いという数字になるのではないかと思うのです。行って見て分かったではなくて、そういうことをあらかじめ事前に十分に説明をしてあげて、こういう道があるのだということ、中学3年の段階でよく子供たちに理解していただくような努力というのをも併せて、人数を決めるだけではなくて行っていくことが大事かと思う

のですが、その点はいかがですか。

【都立学校教育部長】 そういった視点もありまして、冒頭、第69号議案で御説明しました資料の後ろに参考資料として、私どもが現在進めている、あるいはこれから進めようとしております夜間定時制課程も含めました新配置計画等を配布するように考えております。こういったことを通じまして、これから受検するであろう中学3年生、それから保護者の方、そして指導に当たります中学校の進路指導の先生方にも御理解いただくように取り組んでまいりたいと思っております。

【宮崎委員】 よろしくお願ひします。

【遠藤委員】 説明の中で数字的な問題、あるいは、今の宮崎委員の質問と同様になるのですけれども、廃止後の対応の仕方等、それはそれとして理解できるところだと思ふのですけれども、なおかつ請願があのような形で出てきているということ。請願に対する答えとしてはこういうことしかないのだろうなとは思ひますけれども、やはりその中で個別対応、宮崎委員の御意見の中にもありましたけれども、廃止されることによって個々に、子供の数は1桁だから少なくなっているとはいえ、人間は人間としてそういうものを求めているということも事実でありますので、中学校の先生なり、あるいは保護者なりに、こういうことをする対応策としてより丁寧な説明が必要なのではないかなと思ひます。

と申しますのも、ルール違反なのかどうかなんですけれども、私のところにも請願者の一部の方から個別にお手紙が来ております。そして、こういうことはオフィシャルな形で請願をされておられる一方で、プライベートに教育委員個人に対してこの請願者が、これはこういうことではないかというようなことを言うてくるのは、果たしてルールに合っているのかどうか。ただ、中をよく読ませていただきますと、言っておられることもなかなか切実な問題、あるいは御意見として、ああ、そういう御意見もあるのだなということとはよく理解できるのです。ですから、ただ、全体として、個と個の問題とトータルの問題、あるいは東京都の教育計画全体の流れの中で、都立高校改革という方向で行ったら、これはこういう方向だろうと思ふのですけれども、ルール違反をしてまで教育委員に訴えかけてくる心情というものに対してどう応えていくのだろうか、ということを私はこの二、三日考えていたところでした。

ですから、それは丁寧に御説明していった、そして受け皿、セーフティーネットについて具体的に、これは単にこういうものを用意していますよということだけではなくて、6人とか9人かの人数であるのだとすると、もうそれぞれ丁寧な、こういう場がありますよということ、あるいは中学校の先生なりを通じて説明してやっていただけないかなと。これは大変だと思いますけれども、そういうことが必要なのではないかと少し感じた次第です。

2点目は数字的な問題ですけれども、非常に関心がありますのが、これからの日本の在り方といいますか、東京の在り方といいますか、在京外国人の学びの場の確保という観点ですけれども、高校にこういう場を作るとするのは非常に大切なことだと思います。中学段階でこういう数字をあるいは教育委員会として把握しているのかどうかですけれども、高校でこういう受け皿を作るということは、中学段階で、在京外国人の子供たちがたくさんいる。私も学校現場に出掛けて行って授業をしますと、制服を着た外国人の子供たちを何人か見掛けることがあります。そういう在京外国人の子供たちの数を中学段階で把握しているのかどうか、あるいは把握しているとすれば、その子供たちが全員高校に進学しようとする場合に二つ壁があると思うのです。

一つは国籍の問題であろうと思うのですけれども、もう一つは言葉の壁の問題である。義務教育段階ですから、中学では言葉が不自由でもそれを受け入れている。しかし、高校に行ったところでは、今度は言葉の壁が出てきたときにどのようにするのかという問題が出てこようかと思うのですけれども、まず数の問題と、それから、現実にはどんどん増えてくる、あるいは増えていかざるを得ない、あるいは増やしていかなければいけないということを考えた場合に、その受け皿として、私は今回、こういうものを作るのはものすごくいいことだと思っているのですけれども、潜在的なニーズと需要というのか、数字的に何か把握していることがあれば教えていただければと思います。

【都立学校教育部長】 一つ端的なことを申し上げますと、在京外国人、特に日本語指導が必要な子供たちがおります。こちらを担当している日本語指導の教員がございます。その先生方が具体的な数というか、個人も特定して把握ができている状況でございます。私どもも、例えば入学者選抜等検討委員会の中で、在京外国人に対して

どう対応していくかということを検討している場面もございます。その場に日本語指導されております先生方をお招きして検討しております。そういった中で具体的な数なども出てきております。ただ、在京外国人でございますので流動しております。そういったことから正確な数字ではないですが、おおむねの数であれば大体把握はできているものと思っております。個別に指導されております先生方から声を受け取って、私どもとしてどう対応していくかということで、東京都としての制度を構築しているところでございます。

定時制課程の件で丁寧な説明をとすることはごもっともでございますので、いろいろな場面、機会を通じて説明を重ねてまいりたいと思っております。

【宮崎委員】 外国人の問題で、今、遠藤委員のおっしゃったのに続いてですが、言葉の壁もさることながら、例えば日本語ができなくても、英語でコミュニケーションをとれば、別にコミュニケーションに問題はないのですが、基本的な、例えば歴史であるとか政治体制、文化であるとか、マナー、生活様式が分からないまま大学に進んでくる子たちは大学の方から見ると大変人数がいて、高校は御苦労されているだろうと思うのですね。

全く知識ゼロのままで、言葉はしゃべれるようになったけれども、例えば昭和と言っても分からないぐらいの本当にそのまま来てしまうような、都立高校卒業で大学に来ている外国人も実はうちにも何人か来ておりますけれども、そういう部分の教育というのは、単に言葉ではなくて、もう少しその社会を知る、地域を知るというような部分で、高校には大変御苦労があるだろうと思うのです。

だから、枠を増やすと同時に、今、遠藤委員からも御指摘があったような、日本の高校を出たらある程度の知識、教養を身に付けているということが保障できるぐらいの教育は施してあげたいというところがあると思うのです。だから、高校側が受けなければいけない負担というのも是非そこは配慮して、これは増員をすればいいのかとか、単にそういう問題だけではないと思うのですね。仕組みを、どこで何を教えるか、学ばせるかということを含めて設計してあげないといけないと思いますので、その辺どうぞ御検討ください。

【都立学校教育部長】 今御指摘いただきました点、これは都立学校だけではな

く、小学校、中学校も同様の課題を抱えていることを日本語指導に当たっております先生方から伺っております。そちらへの対策というのは非常に重要だと考えております。

【北村委員】 先ほどの委員の先生方のコメントと関連するのですが、定時制高校の廃止に関して、生徒本人がまず第一、それからそこに関わる先生、保護者、それから地域社会が学校を支えている部分が非常に強いと思いますので、支えてくださっている地域にきちんと理解していただくことは大事だと思いますし、今まで定時制に通ったような子たちがチャレンジスクール等で通う場合にも、チャレンジスクール等が地域にきちんと支えられていくことが大事だと思いますので、大変だとは思いますが、地域への説明も今後きちんとしていっていただきたいというのが1点目。

もう1点が、最初の募集学級の増減で、戸山高校の例で今回は減らすということで、施設の余裕というような御説明がありましたけれども、恐らく本来的には、必ずしも施設が空いているから生徒を増やし、施設が足りないから学級を減らすというだけではなくて中期的な計画があると思いますので、先ほどの御説明だけだと、あたかも施設に余裕がないから減らすとか、あるから増やすみたいな話に聞こえてしまいますので、そこら辺をもう少し御説明いただけるとありがたいなと思いました。

【都立学校教育部長】 今後の生徒の推移につきましては、都立高校改革推進計画・新実施計画を策定する際にも、後ろの方のページに推移としてまとめてございます。今後増えていくであろう子供たちの数にどう対応していくのかを含めて、新設、改編を含めて検討しているところでございます。そういった中で、新設、改編をしながら、一方で現在ある都立高校の中でどう収容していくのか、それから、学校教育を担います私学との協調も図りまして計画的に受け入れていければと考えているところでございます。

【高等学校教育課長】 先ほどの外国人生徒の在籍者数ですが、毎年度調査を行っております、平成28年度、昨年度の5月1日時点での数字でございますと、高等学校で外国人の生徒は1,361名でございます。このうち日本語指導が必要と思われる生徒数が526名という状況になっております。ちなみに中学校でございますが、中学校は昨年の生徒数は3,065人でございます。このうち日本語指導が必要な生

徒数は814人でございます。

先ほどの在京外国人受入枠を設定している学校については、日本語指導のために教員1名を加配しております。また、在京外国人受入枠以外の高校でも日本語指導が必要な生徒がおりますので、そうしたところには外部人材を活用して派遣をするといったような取組も行っております。

【遠藤委員】 その数字ですけれども、現在1,361名の外国人の高校生がいるということですが、この母数といいますか、1,361名を分子にして、分母で中学段階での外国人、要するに進学率です。何割が高校に行けたのかということ、それから、現在中学段階で3,065人という調査の数字がありましたけれども、これは多分難しいと思いますけれども、1,361人の比率から想定すると、3,000人強の仮に3割が高校進学希望だとすると、これを受け入れる余力があるのかどうか。恐らく3,000人が来年になると4,000人になっているかもしれない。増えていくと思うのです。

そうすると、僕は、外国人の高校生を受け入れる体制を作ったというのは非常にいいことだと思うのです。恐らくこのニーズはますます強まってくるので、その辺の体制、今年だけではなくて来年、あるいは再来年という形で体制づくりが必要になってくるのではないかと思いますので、1,361人の分母に当たるものが分からなければ結構ですけれども、少なくとも現在の3,065名の中学生に対して進路調査みたいなものはしておくべきなのではないかと少し思いました。ありがとうございました。

【高等学校教育課長】 中学生の進路状況は毎年度調査させていただいておりますけれども、その中で、今言った例えば日本語指導が必要な子供の個々の状況は確認ができておりませんので、後ほど確認させていただきたいと思います。

【山口委員】 1点質問と1点お願いですけれども、先ほどから定時制の募集を停止するというお話があり、請願を拝見すると代表者のお名前はあるのですけれども、当該の恐らく停止したところで進学を予定しているというか、考えていたといえますか、当該の生徒さんはなかなか難しいと思うのですが、保護者の方からそういった問合せ等が東京都にあったのかどうかという質問がまず1点と、それから、今後、こちらの雪谷、それから赤羽商業と、平成31年度も停止が予定されていますけれども、雪谷が停止になったので、進学を違うところとしたときにどのようなことがあったの

か。

例えばものすごく遠くなって、それで諦めたという調査はなかなか不可能ですけれども、その辺りを少し調査をしておくということが重要かと思うのです。どの程度の配慮をしていただいたとか、そこはやはりきちんと調査をしないと、言ってこなければ言ってこなかったのを見過ごしたということではなくて、こういったことを東京都は実施していくわけなので、そこに対して追跡調査で、どの程度の不利益だとか、不便さがあつたとかというところでどういう対応をしたというようなことも是非追跡して調査して、それが多分、平成31年度の停止していくところの対策にもつながっていくと思いますので、1点質問とお願いです。

【都立学校教育部長】 どういう問合せがあつたか等につきましては、後ほど事務局からお答えさせていただくとして、御参考までに、雪谷高校の周辺にある夜間定時制課程はどのようなところがあるかを御紹介申し上げますと、大崎高校、大森高校、六郷工科高校は普通科がございますので、こういった学校が周辺にはございます。雪谷高校の夜間定時制課程に対して何か問合せがあつたかどうかにつきまして、事務局から回答させていただきます。

【高等学校教育課長】 細かい数字についてはまだ把握ができていない状況ではございますが、昨年度の募集停止の予告をさせていただいた後、入学選抜担当に、若しくは受検相談等で、特段この件について課題となるような問合せは来ておりません。

【秋山委員】 宮崎委員が最初に述べられましたように、時代が変わってきているということがあり、子供たちのニーズが多様化していて、それに対して、学校など教育現場を整えているという状況だと思います。ただ、子供たちの健全な育成、生活を考えれば、やはり全日制でみんなが勉強していくのが最も望ましいわけで、それを目標に、夜間から昼夜間利用できるチャレンジスクールを拡大していく。そして次に、全日制に子どもたちを受け入れるように考えていくことだと思います。これから先、複雑なニーズに対応しながら、子供たちが全日制に通えるような方向に持っていただければと思います。これはお願いです。

【都立学校教育部長】 個々の子供たちにどこまで対応できているのかというのを具体的に調査したわけではございませんけれども、私どもが毎年私学側と協議して就

学計画を立てるときの根本の考え方と申しますのが、希望する子供たちが公立なり私立なり、全員がきちんと進路実現ができるというのを基本に考えております。そういったことから、数字上は全日制課程を希望する子供たちが都立高校、あるいは私立高校いずれかには、きちんと進学ができるというような体制を整えていることを御理解いただければと思います。

【次長】 補足させていただきます。先ほど来、部長からも御説明しておりますとおり、今のお答えにもありましたが、ニーズとしては全日制のニーズが高いことは事実ですが、数は減っていますけれども、夜間で通わざるを得ない子がいるのも事実です。ですから、ニーズを見ながら、また昼夜間定時制の夜間部の定員を増やす等の対策を講じておりますし、先ほど来お話がありますように、通えないというような事態が生じる子が出てきた場合には、個々に学校の対応で補講等をやっていくというようなことですので、決して夜間定時制のニーズが全くないというふうに考えているわけでもございませんし、夜間定時制のあるべき教育も充実させていこうと思っております。

【教育長】 ほかにいかがですか。特にないようでしたら、第69号議案につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、第69号議案につきましては原案のとおり承認を頂きました。

また、報告事項（1）につきましても、報告として承りました。

第70号議案

平成30年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について

（2）平成30年度東京都立特別支援学校高等部等入学者決定及び入学者選考におけるインフルエンザ等学校感染症罹患者に対する追加検査の実施について

【教育長】 次に、第70号議案、平成30年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員についてですが、報告事項（2）平成30年度東京都立特別支援学校高等部等入学者決定及び入学者選考におけるインフルエンザ等学校感染症罹患者に

対する追加検査の実施についてと関連する内容のため一括で説明をお願いします。都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 それではまず、第70号議案から御説明を申し上げます。

本件でございますが、平成30年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員を定めるものでございます。「1 募集人員を定める学校・学部・学科」、

(1) 視覚障害特別支援学校についてでございます。文京盲学校でございますが、保健理療科、理療科それぞれ2学級16人ずつを募集し、八王子盲学校では保健理療科、理療科それぞれ1学級8人ずつを募集いたします。両校とも平成29年度と同様の募集人員でございます。両校の専攻科保健理療科についてでございますが、あんまマッサージ指圧師を養成する学科でございまして、専攻科理療科は、あんまマッサージ指圧師に加え、鍼師・灸師を養成する学科でございます。いずれも卒業後に国家資格の取得を目指す教育を行っております。資格取得に向けまして、国から認可を受けた学級数、教育課程、施設設備で教育をしてございまして、認可に基づいて募集人員をそれぞれ定めております。

続きまして、(2) 聴覚障害特別支援学校でございます。中央ろう学校は、大学進学を目指す中高一貫型の学校として設置しております。これまでの応募実績を踏まえまして、平成29年度と同様、中学部で3学級18人を、高等部で普通科で3学級24人を募集いたします。

次に、(3) 知的障害特別支援学校でございます。高等部就業技術科でございますが、知的障害が軽度の生徒全員の企業就労を目指す学科でございます。平成29年度と同様に永福学園で10学級100人、青峰学園で6学級60人、南大沢学園で10学級100人、志村学園で8学級80人、水元小合学園で8学級80人を募集いたします。その下の高等部職能開発科は、知的障害が軽度から中度の生徒を対象に企業就労を目指す学科でございます。足立特別支援学級で2学級20人、港特別支援学校で2学級20人を募集する点は平成29年度と同様でございます。江東特別支援学校につきましては、平成30年4月に職能開発科を新設いたしまして、2学級20人を募集いたします。

続きまして、「2 募集人員を定めない学校・学部・学科」についてでございます。(1)の視覚障害特別支援学校から、3ページの(5)病弱特別支援学校まで、

これらの学校では、各学校の障害種別に該当する障害のある生徒が入学を希望する場合、全員の入学を許可していることから、募集人員は定めてございません。なお、（５）の４校は、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置している学校でございます。

続きまして、本件第70号議案に関連する案件として、報告事項（２）平成30年度東京都立特別支援学校高等部等入学者決定及び入学者選考におけるインフルエンザ等学校感染症罹患^り患者に対する追加検査の実施について御説明を申し上げます。

これは、「１ 主な内容」、（２）受検資格に内容が記載されておりますように、インフルエンザ等の学校感染症に罹患^りし受検することができなかつた者に対して、志願した特別支援学校の受検機会を確保するものでございます。

（１）実施日程にございますように、検査日と合格発表日までの間に実施いたします。詳細は裏面「２ 対象の学部・学科及び主な日程」を御覧ください。日程表の上段「視覚障害」の「高等部・専攻科 保健理療科 理療科」を例に御説明を申し上げます。検査日は、既に公表しておりますとおり平成30年1月31日と2月1日で、合格発表は右端の欄にございます平成30年2月13日でございます。追加検査はこの間の2月6日に実施し、検査日に受検した受検者と同様に採点等を行い、検査日に受検した者と追加検査日に受検した者を合わせて合格者を決定し発表いたします。

1 ページ目にお戻りください。（３）申請手続でございます。志願者は、高等学校と同様に、インフルエンザ等の罹患^りにより受検することができなかつた当該都立特別支援学校にのみ追加検査の申請を行うことができます。その際、医療機関の証明書などの書類を提出する必要があります。

最後に（４）実施方法でございます。実施日の受検日と同じ検査項目で、同程度の内容の検査を実施いたします。検査等の会場は、追加検査の申請の際に、当該都立特別支援学校の校長が指定いたします。

第70号議案及び関連する報告事項（２）の説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【北村委員】 今すぐにお答えいただけるのかが分からないので、意見とい

うようなこととお聞きいただければとも思うのですが、特別支援学校、学級の場合、しかるべき免許を持った先生方の養成が非常に大事、あとその適正な配置というのが非常に大事だと思いますので、それと関連して募集人員、できれば本当は、希望のある子はできるだけ受け入れられるような体制を作っていく上でも、そういったしかるべき職能を持った先生をきちんと適正に配置していく努力を続けていく必要があると思いますので、今どういう数字をお持ちか分からないので、今すぐお答えいただきたいというよりは、中期的な視点の中で、少し困難を抱えながらもいろいろな可能性を将来広げていく子供たちをサポートできるような体制を是非東京都としても御尽力いただきたいですし、そのためにきちんとした資格を持った先生方を積極的に今後も採用していったということをお願いしたいと思ひまして、コメントのような形ですが、よろしくお願ひいたします。

【都立学校教育部長】 そういった計画的な取組ということで、本年2月に、私も東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画を定めて、計画的に求められるニーズに応えられるよう取り組んでいるところでございます。ありがとうございます。

【遠藤委員】 今の北村委員の御意見、御質問と関係するのですけれども、高等教育機関では、昨年4月から施行された障害者差別解消法に基づいて、国公立大学については合理的配慮がマストであり、私立大学については合理的配慮が努力目標になっているわけですから、私どもの仕事と関係してくるのですけれども、初等中等段階ではどうなのかなと考えてみた場合に、公立の場合には既に特別支援学校で相当な合理的配慮がなされている、あるいは物理的な対応がされていると教育委員としては理解しているのですけれども、今のそういう意味で、北村委員の質問ではないのですけれども、（3）、（4）等の学校については、御説明にあったとおり募集人員を定めない、希望者を全員入れるように配慮する。これは正に合理的配慮だと思うのです。

そうすると、（1）、（2）、（3）の募集人員、定員を定めている。これもできたら希望者は入れるようにするのが合理的配慮ではないかと、ふと、高等教育の合理的配慮のマストの規定の方から少し思ったのですけれども、この辺は設備の問題とか、先生の人員の問題とかいろいろあるのは承知なのですけれども、今後の方向とし

て、障害者差別解消法に基づく特別支援学校、あるいは特別支援学級の在り方について何か御検討を担当のセクションとしてしているのかどうか。

【特別支援教育推進担当部長】 募集人員を定めている学校のうち、例えば視覚障害の専攻科の保健医療科、医療科の募集人員は、先ほど説明がございましたとおり、設備、人員等に基づいて厚労省から許可を得てやっているということで募集人員はあるのですが、ただ、実際の応募状況等を見ましても、最近は別の学校に受かったからと辞退される方はいますけれども、不合格になるという方がいないということで、その意味では需要とほぼ合っているという状況がございます。

中央ろう学校につきましては、先ほども説明しましたけれども、この学校は、ろう学校の中でも1校だけ中高一貫で大学進学を目指すということで、一定程度の学力がある方を対象に、それに見合った教育をやるということで募集人員を定めてございます。残念ながらその学力に見合わない方については、ほかのろう学校がございますので、そちらの定員の定めがない学校に進学していただいております。

知的障害特別支援学校でございますけれども、実はこちらは職能開発科の設置をまだまだこれからやっというと思っています。おっしゃるとおりまだまだ社会的ニーズがあるところですので、職能開発科は今回は江東特別支援学校で設置しましたけれども、次年度以降、少し時間は掛かりますけれども、更に5校作る予定でございます。

以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、第70号議案につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、第70号議案につきましては原案のとおり承認を頂きました。

また、報告事項（2）につきましても、報告として承りました。

（3）足立地区チャレンジスクール基本計画検討委員会報告書について

（4）立川地区チャレンジスクール基本計画検討委員会報告書について

【教育長】 次に、報告事項（３）足立地区チャレンジスクール基本計画検討委員会報告書について及び報告事項（４）立川地区チャレンジスクール基本計画検討委員会報告書について、一括して、教育改革推進担当部長から説明をお願いします。

【教育改革推進担当部長】 それでは、足立地区と立川地区のチャレンジスクール基本計画検討委員会報告書について、併せて御説明をいたします。

まず、足立地区チャレンジスクールでございますが、報告資料（３）を御覧ください。足立地区チャレンジスクール基本計画検討委員会では、都立高校改革推進計画・新実施計画に盛り込まれた、都立荒川商業高校を母体校として足立地区に新たに設置するチャレンジスクールにつきまして、荒川商業高校の校長や同窓会の会長、既存のチャレンジスクールの校長のほか、地元の教育委員会や商店街の理事長などに委員として御参加いただき、学校の基本計画を検討してまいりました。

第１章、設置検討の背景でございますが、「１ 定時制課程の現状と都立高校改革」にありますように、今日では、夜間定時制課程の生徒数や学級数が減少して小規模化が進行し、教育活動等に制約が生じてきています。一方、多様化した生徒に対応すべく、チャレンジスクール等の定時制独立校をこれまで11校設置してきましたが、いまだ入学者選抜の応募倍率が高く、生徒や保護者のニーズに対応できていないといった状況となっております。このため、不登校経験のある生徒などの進路実現の観点から、新たにチャレンジスクールを２校新設することといたしました。

チャレンジスクールの設置に当たりましては、平成９年にそのコンセプトがまとめられましたが、当初構想時から20年が経過し、その間の状況の変化への対応について３でお示ししております。チャレンジスクールにおきましては、義務教育段階での学び直しが強く求められており、さらに最近では、大学や専門学校への進学希望者が増加してきており、より重層的な教育課程を編成する必要がございます。また、生徒一人一人の自立を支援するため、生徒の特性の把握に努めるとともに、相談機能を更に充実し、生徒のつまずきや悩みに耳を傾けるなど、学校全体で組織的な対応を図る必要がございます。さらに、体験活動を重視するほかキャリア教育を充実し、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力の育成を図ることが重要としております。

次に、２ページの「第２章 足立地区チャレンジスクールの設置」についてござ

いますが、「1 基本的枠組」といたしまして、都立荒川商業高校の全日制と定時制を改編して設置いたします。三部制の定時制課程、単位制、総合学科のチャレンジスクールとして、平成34年度に開校する予定としております。学校の規模は、午前部4学級、午後部3学級、夜間部2学級の各年次9学級、全校で36学級を想定しております。

「2 教育理念等」では、これまでのチャレンジスクールの教育理念等を基本的に踏襲しながら、母体校の教育実践や地域の実態を踏まえまして、(1) 学校像としては「多様で柔軟な教育活動によって、一人一人の学習希望や進路希望に応え、個性・能力を伸長する学校」など3点、(2) 育てたい生徒像といたしましては「基礎的・基本的な学力を身に付け、目標に向かってチャレンジする生徒」など3点、(3) 教育理念では「基礎・基本を重視するとともに、チャレンジすることを通じて生徒に自信や意欲を身に付けさせる。」など3点を挙げております。

資料の3ページに移りまして、「3 系列」でございます。総合学科のため系列を設定いたしますが、母体校の商業教育の実践等を踏まえまして情報・ビジネス系列を設定するほか、アート・デザイン、人文・自然の系列を設置いたします。3系列のそれぞれの学習分野と目標につきましては、情報・ビジネスでは、情報やビジネスの基礎的・基本的な学習を通して、経済社会の理解やコンピューターを使えるようにする、アート・デザインでは、豊かな感性と表現力、人文・自然では、教養系の科目について基礎・基本から多様な進路につながる発展的な内容まで、幅広い展開が可能となるようにすることとしております。

「第3章 足立地区チャレンジスクールの教育課程」についてでございます。1では、教育課程編成に当たりまして想定される生徒像として、不登校を経験した生徒、成功体験が少なく自分に自信を持ってない生徒などを挙げております。「2 教育課程編成の基本方針」におきましては、(1) 基礎・基本から大学等への進学にも対応した教育課程を編成する。(2) として年次・系列の枠を越え、幅広い選択科目の履修を可能とする、(3) 総合学科の原則履習科目「産業社会と人間」を設置し、進路や職業に関わる学習を行う。4ページに移りまして、(4) 人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」を学校設定教科とする。(5) 家庭生活・社会生活にお

ける自立や、体験活動を通して社会性の育成を図るため、チャレンジスクール指定科目を設置する。(6) 技能審査の成果や高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定などによる学校以外の学修の成果を単位認定する。(7) 地域貢献を推奨し、特色ある学校行事や部活動等の体験活動を推進するといった7つの方針をまとめております。

「第4章 特色ある学習活動」では、教育課程編成の基本方針(6)に基づき、教科の枠に当てはまらない勤労体験や学校外での学習を特色ある学習活動として単位認定し、具体的な内容を学習指導要領を踏まえてお示ししました。

最後に第5章、施設・設備につきましては、足立地区チャレンジスクールは、荒川商業高校の施設を改修して使用いたします。施設の整備方針では、チャレンジスクールの特色である生徒の学習希望や進路希望に応じた多様な学習計画や、総合学科における体験・実習的な学習を可能とする施設を整備することといたしました。具体的には、習熟度授業を可能とする教室、講義室、生徒の個別相談やカウンセリングに対応する生徒相談室、生徒がいつでも憩い学習できるような実習室、談話コーナー等、ゆとりのスペースの確保などがチャレンジスクールの特徴として挙げられます。

引き続き、立川地区チャレンジスクール基本計画検討委員会報告書についてでございます。

こちらでは、足立地区チャレンジスクールの報告書との相違点を中心に御説明させていただきます。報告資料(4)の2ページを御覧ください。

「第2章 立川地区チャレンジスクールの設置」についてでございます。多摩地域に初めて設置する立川地区チャレンジスクールは、多摩教育センターの跡地に設置いたします。学校の規模は午前部2学級、午後部2学級、夜間部2学級の各年次6学級、全校で24学級を想定し、こちらは平成35年度に開校する予定としております。

次に、資料3ページに移りまして、「3 系列」でございます。設置場所の環境や周辺の学校の設置学科等を踏まえ、生活・文化、アート・デザイン、人文・自然の3分野の系列を設置いたします。生活・文化では、近隣にある福祉施設や防災関連施設等の環境を学習活動に生かし、生活や福祉等に関する基礎的・基本的な学習を通して、社会生活を営む能力や態度を培います。アート・デザイン、人文・自然につつま

しては、足立地区と同様でございます。

最後に、第5章、施設・設備につきまして、4ページでございます。こちらは、足立地区と同様、チャレンジスクールの特色を生かせる施設・設備を整備することとしております。

二つのチャレンジスクールの検討内容の詳細につきましては、机上に配布いたしました冊子を御覧いただければと存じます。本報告書を踏まえ、今後、開校に向けた詳細な準備をまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【秋山委員】 チャレンジスクールの詳細な説明をありがとうございました。このチャレンジスクールの足立も立川も、どのような教員の配置を考えていらっしゃるかどうか、あるいはまた研修をどのように計画されているかどうかを教えてください。

【教育改革推進担当部長】 定時制の総合学科、単位制の高校の基準に合った人員配置をしています。どういう教員をとということになると、様々な経験の教員が配置されることとなります。また、東京都教育委員会では、こういったチャレンジスクールや、昼夜間定時制課程のいわゆるカウンセリング機能を高めていかなければいけないような学校の教員の研修として、新たなタイプの都立学校における生徒理解の促進という研修を毎年度行ってまして、こういった新たなタイプの学校に異動した先生、あるいは異動を希望するような若手の先生方が参加して研修を受けております。

【北村委員】 今御説明いただいたことに関するコメントということでお聞きいただければと思うのですが、恐らくチャレンジスクールに来られる生徒さんたちは、異なるニーズというか、背景を持っている部分があるのかなと想像するのですね。集団生活になじめないようなことで今まで少し困難を抱えてきた生徒さんもいらっしゃるれば、少し基礎的な学力のところでも困難を抱えてきたがためになかなかうまく学校生活に適応できなかった子たちとか、かなり多様なニーズがあるかと想像します。実はどういう研修をされるのかなと思っていたものですので、そこを今御説明いただいたのですけれども、こういった多様なニーズのある子供たちへの対応というの

は非常に大変ですけれども、東京都の教育を充実していく上で非常に重要だと思えますし、僕自身は、チャレンジスクールはすごく可能性を感じる面もあります。大学進学を希望する生徒さんが今後も増えていく可能性がある中で、2020年に大学受験改革も行う予定で、そこではより主体的な学びに基づいた能力、資質を見ていこうということで、今までの従来型の大学入試から大きく転換していこうという方向があり、こういった学校での学びというのがむしろ受験でもうまく生かされるような可能性を非常に持っていると思います。その辺りも含めて、先生方の御指導というのをうまく生徒さんたちの進路希望につなげていく、支えていくことをしていただければいいなということでコメントさせていただきました。

【教育改革推進担当部長】 チャレンジスクールには学び直しを必要とする生徒が数多く入ってきていますので、そういった個のニーズに応じた指導を教員が行っていくことはもちろんですけれども、教員だけではやはり支え切れない部分について、チャレンジスクールには平成28年度からスクールカウンセラーを、通常の学校は週1回ですけれども、週2回配置している、あるいは学校医として精神科医を採用している、それから、自立支援チームとあって、ユースソーシャルワーカー等で構成されたチームを継続的に派遣しているといった重層的な支援体制を組んで生徒のニーズに対応していくという形をとっております。

【山口委員】 チャレンジスクールのニーズが非常に増しているということは以前から承知しておりますし、恐らくこれからも新設する学校も含めて増えていくと思うのですが、ここで学び直しであったり、丁寧な対応をしていただいて学んだ後、どのような進路をこれまでとってきているのか。東京都としては高校まで対応はしているわけですけれども、その後どういう道を歩んでいるのか。ある程度もうデータも出てきているのかなど。例えば大学とどのように連携をしていくのかとか、この後の課題についても私たちはやはり少し考えていかなければいけないのかと思うので、何かありましたら教えていただければと思います。

【教育改革推進担当部長】 出口の部分では、大ざっぱに言って、大学進学が3割、専門学校の進学者が3割、就職が1割、その他という形になっています。チャレンジスクールに入学してくる生徒の7割から8割ぐらいが小・中学校で不登校を経験

しており、チャレンジスクールにおいては、再チャレンジしようということで、高校を卒業して自分たちの進路に入っていきますが、一つの課題として上がっているのは、社会に出てから高校時代のような手厚い支援がなかなか受けられない。もうその段階で自立をして、どんどん自分の道を切り開いている子もたくさんいますけれども、中には、出ていってつまずいてしまってという生徒もいるということは学校の追跡調査で聞いておるところです。

【山口委員】 恐らくそのところが実は重要なのかと思いますので、もちろん東京都としてできること、そしてできないことというのはあると思うのですが、これはそれこそ社会がこういった子供たちを支えて生かしていかなければいけないので、大学連携も含めて、やはり何らかの検討をこれから少しずつしていかないと、ここで手厚くされればされるほど、逆に出て行った後に厳しい現状が待っていたということはもしかしたらあり得るので、そこをどのようにつないでいくかということは、継続して是非検討をお願いしたいと思います。

【遠藤委員】 1点だけ。既存のチャレンジスクールがございますね。学び直しということですが、その中で最高齢の生徒は何歳でしょうか。基本的にチャレンジスクールは年齢制限はないですね。先ほどの定時制の問題に絡みますけれども、請願の中で、定時制高校が廃止されることによって、高齢になって学び直そうと思っても学び直す場所がなくなるではないかというような御意見があったかと思うのです。そういう中でチャレンジスクールがその受け皿ということでお答えの中にもあったと思うので、そうすると、現在のチャレンジスクールの中でどのぐらいの年齢層の方が学び直しとして入っているのか、あるいは今後、例えば50歳を過ぎて改めて、中学で終わってしまったけれども、高校のことを勉強してみようと思ってきた場合に、それを受け入れる度量はあるのかどうか。その辺について、現状と今後についてお話をお願いします。

【教育改革推進担当部長】 正確な年齢は今、お答えできませんが、過去に私がチャレンジスクールにお伺いして見ている中では、50代、60代の生徒の方がいらっしゃったと思います。

【都立高校改革推進担当課長】 ただいま数字を持っておりませんので、後ほど調

べさせていただきます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件について報告として承りました。

(5) 平成29年度「全国学力・学習状況調査」の結果について

【教育長】 次に、報告事項(5)平成29年度「全国学力・学習状況調査」の結果について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、報告資料(5)で御説明いたします。平成29年度の国が行います「全国学力・学習状況調査」の結果について御報告をさせていただきます。

この調査でございますが、平成29年4月18日火曜日に小学校の第6学年、中学校の第3学年の児童・生徒を対象として行われました。東京都では、小学生は約9万人、中学生は約7万人が参加をしております。

調査内容でございますが、教科の調査、それから生活習慣や学習環境に関する質問紙調査の2種類に分かれております。教科の調査でございますが、小学校、中学校ともに、国語と、算数又は数学について、主に知識を見るもの、これはA問題と言っていますが、この知識に関するA問題と、主に活用に関する力を見るB問題、この大きく2種類に分かれています。それから、生活習慣や学習環境に関する質問紙調査でございますが、児童・生徒、それから学校を対象として、学習意欲ですとか指導方法に関する内容などを質問紙によって聞いております。

各教科の平均正答率でございますが、左下の表に示させていただいております。小学校、中学校ともに国語、算数、数学、いずれの教科においても、全国の平均正答率を上回っていることが見ていただけるかと思えます。

それでは、資料の真ん中を御覧ください。「6 教科に関する調査の結果概要」を示しております。これは全国学力・学習状況調査の平均正答率の推移をグラフにしてまとめております。平均正答率は毎年変わっていきます。そこで、全国の平均正答率に対して、都の平均正答率がどのような位置にあるかを分かりやすくするために、全国の平均正答率を100とした際に都の平均正答率を算出して、標準化得点としてその

変化をグラフにあらわしたのがこのグラフでございます。東京都は、小学校において平成19年の調査開始以来、そして中学校においては平成25年度以降、全国の平均正答率を上回っている状況でございます。現在もその状況が継続されているということが御覧いただけるかと思えます。

それから、その下のグラフを御覧いただければと思いますが、これは算数、数学について、全国と比べて東京都の学力層がどのように推移しているのかということを示したグラフでございます。見方でございますが、全国の基準をゼロといたしまして、プラスの数値が大きくなればより割合が高くなり、マイナスの数値がマイナス2、マイナス3とゼロから離れるに従って割合が小さくなっていきます。つまり、グラフの上側が国よりも多い、下側が国よりも少ないということです。国は、全体の人数を単純に4等分して、25パーセントごとに人数が含まれる問題数で分けています。上から25パーセントがA層、25から50までがB層、そしてC層、D層と分けております。

まず算数Aについてでございますが、御覧いただくと、最初の段階からA層が多く、少し凸凹はありますが、A層が一層多くなってきている状況という傾向がお分かりいただけるかと思えます。一方、D層については少しずつ減少している状況ということがお分かりいただけるかと思えます。

算数B、活用に関する問題でございますが、当初、平成21年段階はA層がかなり多い状況でした。若干これも凸凹がありますが、ほぼそれが継続している状況です。D層についても、平成21年は比較的少なかった状況ですけれども、多少の増減はありますが、その傾向は続いているというのが算数Bでございます。

中学校の数学A、基礎的な問題についてですが、当初に比べてA層が増加しているといった状況が継続しています。そしてD層が減少している傾向が読み取れるかと思えます。数学Bについてでございますが、A層が増加しているということ、そしてC層、D層が減少している。これが多分、この四つのグラフの中で一番顕著にあらわれている傾向かと思えます。

続いて、右側の7は、全国学力・学習状況調査において定着が図られている問題、それから全国の平均正答率を下回っていて課題の見られる問題の概要を示しています。まず上の囲みは「色紙が何まいかありました」という問題ですけれども、これは

平成28年度に東京都が行った学力調査、これは小学校第5学年を対象にして実施した調査の問題でございます。矢印の下「はじめにシールを何枚か持っていて」は、今回の全国学力・学習状況調査の問題で、小学校第6学年を対象にした問題です。どちらも算数の文章題で、割り算の式を答える問題で、昨年の5年生、そして今年の6年生ですので、同じ児童が対象になっているということです。5年生のときの平均正答率は、点線の四角にあります。65.4パーセントでございましたが、今年度は86.0パーセントの正答率になっています。問題に用いられている数字ですとか記述、選択式といった答え方について違いはございますが、20パーセント以上上昇しているということから、こうした問題については定着が図られてきているのではないかと考えております。

それからその下、【課題の見られる問題例】ということで、こちらは別紙を用意していますので、後ほど御覧いただければと思います。

恐れ入ります、裏面をお願いいたします。「8 児童・生徒質問紙調査、学校質問紙調査の結果概要」でございます。児童・生徒質問紙調査では、それぞれ新学習指導要領で重視されている内容を中心に項目を選択いたしました。新学習指導要領においても育成が求められている思考力、判断力、表現力に関わる質問として、「話し合う活動では、話し合う内容を理解して、相手の考えを最後まで聞き、自分の考えをしっかりと伝えていたと思いますか。」という設問が児童・生徒への質問としてありました。「当てはまる」と回答した児童の割合は、平成28年度に比べて、平成29年度は中学校、小学校ともに増加していることが分かります。また、平均正答率を見ますと、肯定的に回答している児童・生徒ほど、各教科の平均正答率が高いという状況が分かるかと思えます。

右側ですが、子供たちの教育は、学校、家庭、地域の協力の下で進めていくことが求められています。そこで、家庭や地域と学校との関わりに関連する質問を抽出してみました。「学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれますか。」と学校に問う質問について「よく参加してくれる」、「参加してくれる」割合が、小学校、中学校ともに、平成26年度から平成29年度まで増加しているということが分かります。また、仕組みがない学校

を除いて、肯定的な回答をしている学校ほど平均正答率が高くなっているということも御覧いただけるかと思います。

2枚目、その次でございますが、別紙1を御覧ください。こちらは今年度から公開されたものでございますが、政令市全体と、東京都の先ほど分類したA層からD層までの分布を比較してみました。全体を御覧いただくと、大きな違いがないかを見て取れますが、実線に示したのが東京都、点線で示したのが政令市全体を示しています。小学校においては、国語、算数ともに政令市全体に比べてA層が多く、C、D層がやや少ない状況と見るができるかと思います。中学校においては、国語ではA層が多く、C、D層がわずかに少ない。数学でも同様の傾向が見て取れるかと思います。

それから、裏面でございます。こちらが先ほど申し上げた、東京都の平均正答率が全国の平均正答率を下回っている問題のうち、平均正答率が80パーセントを下回っている課題と思われる問題を示しています。まず、小学校、中学校とも国語でございますが、漢字の読みや書きといった問題が国を下回っているということがお分かりいただけるかと思います。算数におきましてはB問題、平均の求め方を説明する問題の正答率が、25.7パーセントということで大変低くなっています。これはどういう問題かというと、「車が進んだきよりを5回調べ、表2のようにまとめました。表2をもとに、きよりの平均を考えます」、平均を出す問題ですけれども、この問題は仮の平均を設定し、それを用いて平均値を求めた【かずやさんの平均の求め方】、かずやさんは「7mをこえた部分の平均を求めます」ということで、7メートルを超えたセンチのところだけで平均を出す。そういったことをやっています。そうしたときに、はるなさんは、7メートル20センチを超えた部分に着目する。そうやって置き換えたときにどうなるかという若干の応用問題でございます。この部分について、こうした考え方が75パーセントの児童ができていない状況であるということです。

数学については、真ん中の囲みの数学Aの問題を御覧いただければと思います。これは錯角の位置を理解しているかどうかを問う問題でございます。よく教科書にある問題は、直線 l と m が横になっていて、これが90度回転されている図が教科書には多いわけですけれども、それをこのようにさせた場合に錯角の位置がどこなのかということが分からなくなってしまう。平均正答率が41パーセントにとどまっているという

状況です。

それから、数学A、B共通して課題になるものというのが、右側にございますけれども、階級の幅と、そこにある要素の数を示した表、つまり度数分布表から適切に値を読み取ったり、計算したりする問題に課題があるということです。これは第一学年で学習する内容ですが、3年生になるまで復習する機会が少なかったことが要因の一つではないかと考えています。統計に関することは社会生活の中でもよく使われますので、表にまとめたり、まとめて表から傾向を読み取って活用したりといった学習をより一層充実していく必要があるというところが、ここから読み取れる課題と考えております。

それでは、もう一度、1枚目の裏面の2ページにお戻りください。2ページの一番下に【取組の方向性】を示しました。こうした状況を踏まえまして、今後取り組んでいく方針として4点を示しています。まず1点目としましては、東京都教育委員会のホームページにも掲載していますが、「東京ベーシック・ドリルソフト」等の活用を促進して、知識・技能の確実な定着を目指していくということが1点目です。

2点目は、都の学力調査とも併せ、調査結果から見られる課題等について調査の説明会を通して報告や協議を行って、思考力、判断力、表現力等の育成をする指導を一層充実していく必要があるということです。

3点目は、ガイドラインに沿った習熟度別指導を推進して、児童・生徒の学習状況に応じた指導を充実していきたいと考えています。

そして4点目としましては、東京都教育委員会が作成している保護者向けのリーフレットやホームページの情報発信などを推進して、学校の教育活動を支援する機運を醸成していきたいと考えております。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

【教育長】 ただいまの説明に御意見・御質問ございましたらお願いたします。

【北村委員】 東京都の生徒たちは比較的、全国的に見れば学力が定着している面があるのかなと理解をさせていただきましたが、一つ質問と二つコメントということで、生活習慣や学習環境に関する調査の中で、例えば学習の意欲、学びの意欲とか関心とか、又は自尊心みたいなものが学力と関連があるというのがよく言われますが、

今回、東京都の生徒に関して、その点に関してはどうだったのかなというのが一つ質問です。

後はコメントですが、A問題、B問題がありますが、少し前の記憶では、国の方で、国立教育政策研究所が出した報告書の中で、B問題が高い学校の中に、ユネスコスクールのような積極的にアクティブ・ラーニングに取り組んでいる学校が比較的B問題のスコアが高いというようなことも言われたりしていたのを記憶しております。最後の方で社会生活の中で統計等ということもありましたが、学習の中でより生活に密着した問題を扱ったりとか、より主体的に学ぶような環境を作っていく学校というのが、B問題でより良いスコアをとっていく上で重要になるのかなとも思います。そういったところも更に今後検討されていくことが大事かなということがコメントの1点目です。2点目のコメントとしまして、保護者、地域の参加が高い学校が少しスコアが良いというところがあって、これはもちろんそういった地域の支援で、ある種の方のある学校のような形でうまく学習支援ができているということもあるのかなと思うと同時に、もしかすると保護者や地域が参加できる地域というのは比較的恵まれた環境にあって、それがスコアの高さにもつながっている面もあるかもしれないということで、もう少しいろいろな分析をされる中で、それぞれの学校に応じて必要とされる支援をより検討されていくようなことが今後も大事になってくるかと思います。もちろん小・中学校というのは、直接的に教育内容に関して東京都が踏み込むという話ではないとは思いますが、アドバイスをされたりしていく中で、そういった検討もされていくといいのかなと思ひまして、コメントさせていただきました。

【指導部長】 まず1点目の自尊心等との関係でございますが、全国の方はこういう報告書になっていて、やはりそういったところで一定の関連は見られるかと思ひます。

【義務教育指導課長】 全国の調査の中で生徒用質問紙のところで、「先生は、あなたの良いところを認めてくれると思いますか」というような質問項目があります。肯定的な回答といたしまして78.8パーセントと出ておりますので、これはほぼ全国と同様の数値になっております。

【指導部長】 それとあと、B問題の高いほうがユネスコスクールですとかは、多

分指摘としてはそのとおりだろうと思います。ESDとかを通していろいろな課題やいろいろな教科を統合しながらやっていますので、そういったところはこれから新しい学習指導要領の趣旨にもなりますので、是非進めていきたいと思います。

それから、保護者、地域の参加でございますが、まずは保護者に十分そういった辺りを理解していただきたいと思って、東京都としてのパンフレット等を配布して協力を呼び掛けています。それから、学力がなかなか厳しい地区を少し指定して個別の支援も行っていますので、そういった取組を更に継続していきたいと思います。

【宮崎委員】 データの整理、ありがとうございます。単純に全国平均と比較していいとか悪いとかで一喜一憂するのは余り意味がないような気がするのですが、ここでおやりくださっているように、年度ごとに伸びてきたとか、改善が見られるとか、これはとても大事だと思うのですね。特に同じ生徒、小学校のときと中学校のときで、1ページの右側の60何パーセントが80何パーセントに上がった。これはやはり進歩しているという手応えが感じられるというのは教育の成果の一つのシンボルなので、こういうデータの整理は私は非常にいいのではないかと考えています。

同時に、最近は何れも平均値が意味をなさない場面が増えてきたような気がして、D層の子をどういうふうに育てていくのかというようなことにもこのデータがあるというのは、全部しっかり出てくるわけですね。だから、そういうことにも役立てていただくと、もうとても天才的でノーベル賞級だみたいな子が出てきたりするかもしれないし、逆の場合もあると思うのです。そういう細かい一人一人に目が届くような教育内容を実施する上でも、大変だと思うのですが、D層に対する教育についてもこれから考慮していくといいかと思っています。お願いでした。

【指導部長】 データはその後の指導に改善させるために使いますので、是非そういったところも気を配っていきたいと思います。

【秋山委員】 A層はいいのですけれども、D層があまり変わらないのではないかという印象を持ちました。D層に対して「東京ベーシック・ドリルソフト」の活用が有効ではないかと認識していますが、「東京ベーシック・ドリルソフト」を使用し始めた年度はいつからでしょうか。

【義務教育指導課長】 ホームページに上がったのは今年の8月からです。

【指導部長】 冊子にしてペーパーでは配っていますが、データにしたのは今年からです。

【秋山委員】 ペーパーはいつからですか。

【指導部長】 ペーパーは平成25年からです。

【秋山委員】 D層の平成25年からを見ますと、今まで余り活用されていなかったと見てもいいのでしょうか。

【指導部長】 活用促進はしていますので、「東京ベーシック・ドリル」の活用と、それからやはり習熟度別指導、それはガイドラインを使って今やっていますが、その徹底で、基礎をもっと強化しなければならないところの徹底は図っていかなければならないと思っています。

【主任指導主事（学力調査担当）】 「東京ベーシック・ドリル」についてですが、当初は紙ベースで各学校に配らせていただいています。しかしながら、これは授業で使うというよりも、むしろ家庭学習や放課後等の補習で活用するというところで使っているような状況があります。実際に小学校などでは、棚にそのペーパーを全部乗っけて、子供が自分に応じたものを持って行って復習に活用しているというのが多く見られます。ですから、復習場面ですので、授業での活用はなかなか難しいかもしれないですが、放課後のところでの、特に小学校を中心にして復習の場面に活用されている例はかなり多いというのが現状でございます。

【秋山委員】 8月からソフトになったということですのでまた期待したいと思います。よろしくをお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、本件につきまして報告として承りました。

(6) 高度IT利活用社会における今後の学校教育の在り方に関する有識者会議提言について

【教育長】 次に、報告事項（6）高度IT利活用社会における今後の学校教育の在り方に関する有識者会議提言について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、報告資料（6）で御説明いたします。今年の4月27日に行われました第8回の定例会で、高度IT利活用社会における今後の学校教育の在り方に関する有識者会議を設置することについて御報告をさせていただきました。このたび、この有識者会議が提言をまとめましたので、その内容について御報告をさせていただきます。

今日御用意した資料としましては、A4横の報告資料、それから提言としてまとめた全部で19ページの資料、それから、写真の入っている横版の資料の3種類の資料を御用意させていただきました。左上に報告資料と書いてあるこちらの資料を使いながら説明をさせていただきます。

この有識者会議でございますが、5月9日に第1回の会議を行い、学校訪問を含めて合計4回の議論を重ねてまいりました。今年3月に公示されました次期学習指導要領では、小学校において、発達の段階を考慮して、情報モラルを含む情報活用能力の育成に向けて、児童がプログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することが新たに示されています。また、高度IT利活用社会の到来が予想される中で、ITを理解し活用するためのスキルを身に付け、高度IT社会を牽引できる人材を育成するシステムづくりが必要になってまいります。そこで、第1に「全ての子供たちに求められる情報活用能力の育成について」、第2に「高度IT人材の育成について」、この2点について検討し、有識者会議としての提言を頂いたところでございます。

まず1点目の「全ての子供たちに求められる情報活用能力の育成について」でございますが、第1に「情報手段の特性を理解し適切に活用する力の育成」が必要であるということでございます。具体的には、子供たちの発達段階を考慮して、国語や社会などの各教科ですとか、学習活動を通して横断的、体系的にこうした能力を育成していく必要があるとしております。また、自分はどうか、どのように行動すべきかなど子供たちが情報を主体的に捉え、他者と協働して問題を解決していく学習を一層充実させるため、挑戦する意欲や態度、新たな価値を想像する力を育成する必要があるとしております。

第2に「情報モラルの一層の^{かん}涵養」ということをごさいます。社会の一員として正しく行動できるようにするためには、情報ですとか、情報手段を適切に活用するためのもとになる考え方、態度の育成が不可欠であるということをごさいます。東京都教育委員会では「SNS東京ルール」を策定して、学校と家庭が連携した実践的な情報モラル教育を推進しておりますけれども、こうした取組が重要であるということ。その上で、子供たち一人一人が当事者としての意識を持って主体的に問題解決を図る力を養うという観点で、こうした取組の一層の充実を図っていく必要があるとしております。

第3に「プログラミング教育の実践を促進」していくということをごさいます。先ほど申し上げましたように、次期学習指導要領で示された小学校におけるプログラミング教育は、新たな取組で実践事例が少なく、どのように取り組んだらよいのか戸惑っている状況がごさいます。そこで、東京都教育委員会が推進役となって、プログラミング教育を通して育む力を発達段階に即して明確にするとともに、具体的な実践事例を率先して示していく必要があるとしております。

第4に「社会の変化に即した学校教育の改善」に努めていくということをごさいます。学習指導要領が改訂される今の時期は、未来を見通し、社会が求める人材の育成に視点を当てて、教育内容を改善、充実する絶好の機会になります。学校の教員がプログラミング教育のような新しい教育活動に意欲的に取り組むことができるよう、管理職がリーダーシップを発揮し、適切なカリキュラムマネジメントを実施するとともに、教員の主体的な取組が促進できるよう、学校環境の整備に努めていく必要があるとしております。

そして第5ですが、「企業等のもつ教育資源の活用を促進」するというごさいます。情報活用能力の育成ですとか、情報手段の活用に関わる教育を進めていくためには、民間企業との連携、協力を進めることが有効になります。そのためには、学校教育に民間企業等が参画しやすい環境づくりが必要となってまいります。そこで、東京都教育委員会には、学校に対して学校外の様々な教育資源を効果的に活用しながら、より良い授業を作るという意識を浸透させていく必要があるとしております。また、民間企業の持つ教育資源と学校ニーズを共有する場として、東京都教育委員会が

設置している地域教育推進ネットワーク東京都協議会を活用して、民間企業等と連携した効果的な授業実践が行えるよう支援を進めていく必要があるとしております。

続いて、右側の「高度IT人材の育成について」でございます。第1に「世界が必要とする人材の育成」に努めていく必要があるということでございます。少子高齢化の時代を迎える日本において今後一層の生産性の向上を図るためには、ITの活用が不可欠になります。その一方で我が国ではIT人材が不足しており、その育成が急務になっています。特にIoTやAIが日常的に利用される社会にあつては、どのような未来を作っていくのか、どのように社会や人生をより良いものにしていくのかという目的を自ら考えていくということですか、答えのない課題に対して、多様な他者と協働しながら目的に応じた解を見出すなど、人間としての強みを発揮していくということが求められます。そのためには、物事を新しい視点から見たり、活用したりするなど豊かな発想力や想像力を育む学習を実施したり、新たな価値を創造することのできる人材育成に努めていく必要があるとしています。

第2に「産業界が必要とする人材の育成」に努めていく必要があるということです。グローバル化した社会の中では、言語や習慣等が異なる人と協働して活動することができるコミュニケーション力の育成が必要です。また、変化の激しい社会にあつて、企業等の産業界では様々なことに興味や関心を持ち、見通しを持って粘り強く取り組み、自らの活動を振り返るとともに、新たな課題解決に取り組むなど、自ら目標を見出して行動し、やり遂げていく力のある人材が求められています。そのため、学校教育においてはアクティブ・ラーニングを生かした学びを一層重視していく必要があるとしております。

第3に「高校と大学との効果的な接続を通じた人材育成」を図っていく必要があるということです。こちらについては、高校からの視点と大学からの視点の2点に分けて検討しております。まず高校から検討すべき視点としましては、高校と大学との学びの連続性を高めることにより生徒の学びへの意欲を一層高めていく必要があるということです。例えば、高校1年時から計画的に大学と連携した授業が実施できるよう教育課程の編成を工夫することですか、大学の研究室と連動したジョブシャドウイングの実施などが提言されました。また、高校在学中に大学の講座を履習し、それを

高等学校の卒業単位として認定したり、連携した大学に優先的に入学したりするシステムの構築などは社会への見通しを持たせることになり、生徒の高い志を^{かん}涵養し、能力を一層高めることにつながるとしています。さらには、高校、大学の7年間の連続性を視野に入れた新しい学校の設置などについても検討していく必要があるのではないかとしています。

第4に「高校と大学との効果的な接続を通した人材育成（大学からの検討）」でございますが、大学の教員が高校に出向いて授業を行う。いわゆる出前授業だけでは、高大の連携、接続が表面的なものにとどまってしまう可能性があることから、高校生が大学の研究室に入り、実際の研究に関与することによって、探究する喜びですとか楽しさを味わう機会を設定することが重要であるとしています。また、大学だけではなく、大学院までも見通した7年間のカリキュラム編成ですとか、ITを効果的に活用した産業界を交えた高大の連携促進等についても、検討していく必要があるのではないかとしています。

今後の取組についてでございますが、まず1点目の全ての子供たちが身に付けるべき情報活用能力の育成についてですが、次期学習指導要領の趣旨に沿った教育を確実に実施するため、区市町村教育委員会と連携して取組を進め、プログラミング教育の一層の充実を図っていきたいと思います。その際、一番下に付けた資料を御覧いただければと思います。この資料は、本年度から取組を始めた企業等と連携した、小学校におけるプログラミング教育の取組の例でございます。東京都教育委員会がまとめ役となって、推進校7校がございまして、この7校に7つの企業とマッチングし、企業等の持つ教育資源を効果的に取り込んだプログラミング教育の実践を今年度から始めております。年度末には子供たちの身に付けるべき力を横断的、体系的に整理し、この成果を全都に向けて発信していく予定でございます。

こうした取組を本有識者会議からの提言を受け、次年度から取組の規模を拡大するとともに、地域教育推進ネットワーク東京都協議会をこうしたマッチングの場として、平成32年度には、都内の全小学校が自立的にプログラミング教育の実践を進めることができるように支援をしていきたいと考えております。

恐れ入ります、もう一度、1枚目の資料にお戻りください。もう一方の高度IT人

材の育成でございますが、こちらは高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進ということで、知的探究イノベーター推進校ですとか、理数研究ラボ事業というのを現在も進めておりますが、こういった取組等を通してイノベーションを生み出す人材の育成に努めていきたいと思っております。その上で、有識者会議の提言を受けて、高校と大学の効果的な接続を通じた人材の育成について今後検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】 本件につきまして御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 この提言をまとめていただく努力に対しては大変感謝しておりますが、有識者会議を立ち上げる段階で実はお願いしていたことがありまして、情報とは何かとか、人間存在、社会はどうあるべきかという大きな哲学の部分です。もっとこのバックグラウンドにある部分について、小さいうちは小さいなりに考えるような機会を持つべきではないかと、そういうことについては是非検討してほしいということを実はこの会議立ち上げの段階で私は申し上げた覚えがあるのですが、提言の内容はよくできているとは思いますが、ハードウェア、ソフトウェアのところの提言ですね。

その背景に例えば言論の自由とは何であるかとか、それがプライバシーの侵害と抵触した場合にどうすればいいかとか、人類はどうして自由を獲得していったのかこれまでの歴史であるとか、今抱えている著作権の問題であるとか、あるいは余りにも残酷な情報のようなものをどこまでコードを引っ張っていったらいいかとか、そういう様々なことについて、あるいはもっと最初に情報の侵害の真偽を見極めるような本当の意味でのリテラシーであるとか、人としての尊厳の部分はどこに求めるのかとか、いろいろな哲学的な問題が背景にあると思うのですね。そういう部分についての教育を考えないと、使い方はどうしましょうという、ハード、ソフト両面あると思っておりますけれども、そこだけではなくて、その前の段階が本当は教育が求められている部分ではないかなと思うんです。

今の提言の例えばモラルという、情報モラルの一層の涵養^{かん}というような一言の中に

含まれていると期待はしておりますけれども、もう少しそういうところを分かるような形で伝えていただくと、本当に大事なのはコンピューターを使いこなすことではなくて、使いこなして何をしたいのか、使いこなすこと背景には何があるのか。教育現場が抱えているのはそちらではないかと思うのです。技術の部分は、別に放っておいても子供たちは結構やってくれますので、やるべきはそちらかなと思いました。そこが私としては少し残念なのですが、いかがでしょうか。

【指導部長】 宮崎委員から当初、そういったお話を伺っていました。プログラミング教育について、今御指摘のあったようなところかもしれませんが、例えばプログラミングというのは、どういう命令をしたらどう動くかということをやっていくわけですが、逆に言うと、命令したとおりにしか機械は動けない。そこで、人間だったら行間を読むことができるという人間の良さに逆に気が付いていくということがあると思います。ですので、プログラミング教育の中でそういう指示を出しながら、人間にできること、機械にできること、人間にはもっとこのようなことができるということ気付かせていくのは、小学校のいろいろな取組の中でもやっていますし、その辺りをもっともっと現場には言っていきたいと思います。

それから、プログラミング教育は単体でやるわけではなく、例えば探究活動の中でやっていきますので、そういった中で、では自分だったらどうしていけばいいのか。複数の情報がある中でどれを取捨選択していくのかということは発達段階に応じてやっていきますので、探究活動をこれから更に進めていく中で指導していく必要があると思っています。ですので、情報モラルとか、「SNS東京ルール」を更に充実させていきながら取り組んでいきたいと思っています。

【宮崎委員】 具体的なプライバシーの侵害とか著作権の問題とかも入ってくるということですか。

【指導部長】 もちろん入ってまいります。例えば、子供たちがレポートを出したり、発表したりするときに、どういうところまで出せばいいのか。ここまでは個人情報だから、ここからは出してはいけないといったこともレポート指導等の中でやりま

【宮崎委員】 コピーアンドペーストはいけないとか。

【指導部長】 はい、そうですね。多様な情報を手に入れることになりまますので、それを自分なりに表現する過程で必ず入ってくるのだと考えています。

【宮崎委員】 少し安心しましたけれども、それをもう少し分かりやすく、教育現場で、そういうことが大事だということを是非よく浸透するようにお願いしたいと思っています。

【遠藤委員】 宮崎委員の意見と全く同じですが、より強調したいと思います。教育政策大綱の中で、地域との共生のように、共生という言葉が一つキーワードになっていたと思いますけれども、ITとの共生ということをやはり前面に打ち出して、今現実に起こっていることというのは、要すれば情報リテラシーの向上ということで、スキルの向上に重点が置かれ過ぎているのではないかと。むしろ私が見ている限りでは、特に若い世代はITに使われている。ITを使いこなしていない。それは根本的に何が問題なのかといたら、これは東京都教育委員会が一番よく分かっているわけであって、今言われたように「SNS東京ルール」を作らざるを得なかった。作ったのではないです、作らざるを得なかったのですね。

それは父兄も含めて、保護者も含めて、子供たちがITやSNSに振り回されているということだと思うのです。この提言について私は否定するつもりは全くないし、ここに書いてあることは当たり前であって、当然のことがただ書かれているだけの話であって、その奥にあるもの。宮崎委員が指摘されたような、ITと教育の問題ともすごく深い問題で、正に道徳の中の人間と社会というところに帰着するのではないかと。ですから、これからは本当にITを使いこなしていかなかったら世界から遅れていきます。だから、ITと共有し、ITを使いこなす教育を人間が使うのだということを是非。今の御説明の中でそういう方向で行かれているというのはよく理解できるのですけれども、なお改めて強調しておきたいと思います。よろしくお願いします。

【指導部長】 学習指導要領でプログラミング教育を置いた一番大きな背景は、今委員がおっしゃるとおり、できることとできないこと、人間だからこそできることは何かということを見つめさせて、人間教育がベースにあるのだということだと思いますので、是非その点はきちんとやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

いました。

【山口委員】 もう意見も出ているのであれなのですけれども、となるとやはり議論は、誰がどう教えるかというところに帰着するような気がするのです。これを教えなければいけない、こういった背景があると分かっているけれども、限られた時間の中で、言うのは簡単だけれども、それを実際どう教えるかというのは、本当に先生たちはもう頭を悩ませているところだと思いますので、そこに教育委員会がどうサポートしていくか。それは学校の教員だけではなくて企業の方々も含めてそこをきちんとしてあげないと、先生たちはきゅうきゅうとするばかりで、何とか教育、何とか教育というのが入ってきて大変だとこの間も訴えがありましたので、そこも是非フォローをお願いしたいと思います。

【指導部長】 教員が負担に感じないように、先ほど申しあげました今年度末に成果発表会をしますけれども、具体的にどうやればいいのかということが分かるように、そして継続的にフォローできるようにしたいと思います。

【秋山委員】 宮崎委員に聞きたいのですけれども、今、幼児期に子供たちはプログラミングを既に遊び感覚でやっています。そのため、IT教育というのは小学校からでいいのかなと思うのですけれども、宮崎委員のお考えを教えてください。

【宮崎委員】 最近、家庭教育がなかなか難しくなっているということは、ただ、家庭で本来やるべきことができないので学校に持ってこられてしまっているという部分は、挨拶の仕方から始まっていると思うのです。だから、本来だったら、もっと幼児期、乳児期もあるかもしれませんけれども、タブレット一つぽんと渡して、子育てしているつもりになってしまう危険さみたいなものを親のレベルに教えていくとか、子供だけ切り離して学んでいくのではなくて、総ぐるみで、家族全体、社会全体が一緒に育っていかないといけないと思います。

今委員がおっしゃった、まだ学齢期に達していない子供たちの対応については、やはり家庭が一番キーになるだろうと思いますので、家庭の大人たち、親には限らないと思います。家庭の大人たち、あるいは地域の大人たちがどう関わっていくかというのも、これは実は大きなテーマではないかと思っております。

【教育長】 ほかによろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

10月26日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の教育委員会定例会は、今月の第4木曜日であります10月26日午前10時から、ここ教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 次回の日程についてはただいまのとおりでございます。

日程以外の発言

【教育長】 この件も含めまして、この際何かございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午後0時03分)